

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(平成20年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は5歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。歯科訪問診療料算定患者(著しく歯科診療が困難な障害者は除く)については項目の左に*印を付した診療行為を行った場合に() の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定。
歯冠修復物及び欠損補綴物についての補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は本早見表(3)を参照。

初診	歯科初診料 ……182 歯科疾患管理料を算定した場合再度の初診は治療終了後2ヶ月以降	電 +3	外来環 +30 初診時1回限り	時間外 +85	休日 +250	深夜 +480	乳 +40	乳時間外 +125	乳休日 +290	乳深夜 +620	障 +175	障導 +250	乳+障 +215	乳+障導 +290
	歯科再診料 ……40			時間外 +65	休日 +190	深夜 +420	乳 +10	乳時間外 +75	乳休日 +200	乳深夜 +530	障 +175	乳+障 +185	注) 初・再診料の乳加算は6歳未満が対象	
医学管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》													
	歯科疾患管理料(歯管)(1回目)* ……130 (3月以内に1回以上文書提供)(2回目以降)* ……110 機械的歯面清掃加算(2月毎、SPT算定当日は不可) ……+60 (注)本加算は歯周疾患に罹患している場合が対象 フッ化物局所応用加算*(13歳未満、修復終了後) ……+80 洗口指導加算*(4歳以上13歳未満、修復終了後) ……+40 (注)両加算は齲蝕多発傾向者が対象 歯科衛生実地指導料*(月1回、実地指導15分以上) (3月に1回以上若しくは3回の指導のうち1回以上文書提供) ……80	[A]新製有床義歯管理料*(2回まで、新製義歯装着後1月以内) ……100 (注)1回目のみ義歯の取り扱い等の文書提供 [B]有床義歯管理料(月1回、新製義歯装着1月経過後から3月以内又は新製義歯以外の場合) ……70 [C]有床義歯長期管理料(月1回、新製義歯装着3月経過後から1年以内) ……60 咬合機能回復困難患者加算(総義歯又は多数歯欠損で対合歯間の接触関係が無い場合) ……+40 薬剤情報提供料*(月1回、処方内容変更の場合はその都度) ……10 後期高齢患者で手帳に記載した場合 ……+5	診療情報提供料(I)* ……250 “(II)* (主治医以外の医師による助言) ……500 歯科特定疾患療養管理料(月2回まで) ……150 共同療養指導計画加算* ……+100 歯科治療総合医療管理料(月1回) ……140 退院時共同指導料1*(在宅療養支援歯科診療所)(1回のみ) ……600 “(上記以外の歯科診療所)(1回のみ) ……300 (凍結)後期高齢者終末期相談支援料*(1回のみ) ……200											
検査	歯周組織検査(1口腔単位)(1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	1~9歯	10~19歯	20歯以上	口腔内写真検査(1枚につき) ……10(1回につき5枚を限度)	電氣的根管長測定検査(EMR)(1根管目) ……30 2根管目から1根管につき ……+15	細菌簡易培養検査(S培)(1歯1回につき) ……60	スタディモデル(1組につき) ……50	ブリッジ平行測定(1装置につき) {支台歯とボンテック(ダミー)数の合計が5歯以下 ……50 {支台歯とボンテック(ダミー)数の合計が6歯以上 ……100 顎運動関連検査(1装置につき) ……380 {下顎運動路描記法(MMG)、ゴシックアーチ描記法(GoA)} {パントグラフ描記法(Ptg)、チェックバイト検査(ChB)}の場合					
	歯周基本検査	50	110	200	単純撮影(I)(フィルム料含む)()の点数は症状確認標準型 48(38) 咬合型 62(52) 全顎10枚法 438 小児型 47(37)、48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 449 3歳未満の乳幼児には撮影料15/100加算	単純撮影(II)(スタタスエックス2等)(フィルム料含む) スタタスエックス2(カビネ使用)1枚 ……154 注)フィルムの算定については、使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により算定する。	パノラマ断層撮影(フィルム料含む) 四ツ切 312 オルソパントモ型(小) 317 (大) 315 〔6歳未満(小) 318 (大) 316〕							
画像診断	フィルム料 標準型 2.8、咬翼型 4.0、四ツ切 7.3、小児型 2.3、3.0、咬合型 6.6、カビネ 4.2、オルソパントモ型(小) 11.5 (大) 9.9	6歳未満1.1倍												
	電子画像管理加算(フィルム料なし)	電 55(45)	バ電 400(338)	他電 210(168)										
投薬注射	処方料 6種以下 ……42 7種以上 ……29 (3歳未満+3)	調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 ……9 外用 ……6	薬剤料 (内服・浸煎(1日分の薬価) 屯服(1回分の薬価) -15円 外用(1調剤の薬価) 注射薬剤(1回分の薬価) (1点未満の端数は切り上げる)	処方せん 6種以下 ……68 7種以上 ……40 (3歳未満+3)	注 静脈内 ……30 射 皮内・皮下・筋肉内 ……18									
	齲蝕処置(1歯1回につき) ……16(24) 咬合調整 {1~9歯 ……40(60) 10歯以上 ……60(90) 非侵襲性(AIPC) ……150(225) 直接 ……120(180) 間接 ……25(38) 充填処置(シーラント)(乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき、歯面清掃、前処理、材料料を含む) ……131(191) 除去(1歯につき) {簡単 ……15(23) 困難 ……30(45) ポスト ……50(75) 根管内異物 ……150(225) 歯牙破折片除去(麻酔の費用は別算定) ……30(45) 有床義歯床下粘膜調整処置(1顎1回につき) ……110(165) 乳幼児齲蝕薬物塗布処置 {3歯まで ……40(60) 4歯以上 ……50(75) 知覚過敏処置(1口腔1回につき) {3歯まで ……40(60) 4歯以上 ……50(75) 生活歯髄切断 ……230(345) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+40(+60) 失活歯髄切断(1歯につき) ……70(105) 後出血処置 ……470(705) 6歳未満 ……500(750)	歯周基本治療(浸煎の費用を含む) スケーリング(SC) 1/3顎につき 1/3顎を増すごと 初回時 64(96) +42(+63) 2回目以降 19(29) +13(+19) (1/3顎単位) SRP及びPCur 前歯 小臼歯 大臼歯 初回時 58(87) 62(93) 68(102) 2回目以降 17(26) 19(28) 20(31) (1歯につき) 歯周病安定期治療(SPT)(1口腔につき) (3月に1回、歯周外科手術後は月1回可) 注)歯周基本治療、咬合調整、歯清、歯周疾患処置を含む 歯周病安定期治療開始日から {1年以内 ……150(225) 1年超2年以内 ……125(188) 2年超3年以内 ……100(150) 歯周疾患処置(1口腔1回につき) ……10(15) (歯周疾患の急性症状時又は歯周基本治療後歯周ポケット4mm以上である時に特定薬剤を注入した場合) 歯周治療用装置(印象、装着等を含む)(人工歯、鉤等は別算定) (歯肉切除手術、歯肉剥離掻爬手術を行う場合に算定) 冠形態(1歯につき) ……50(75) 床義歯形態(1装置につき) ……750(1125) 口腔内外科後処置(1口腔1回につき) 腫瘍摘出術等 ……22(33) 口腔外外科後処置(1回につき) ……22(33)	暫間固定(固定源となる歯は歯数に含めない) 歯周外科手術を伴わない場合及び 歯周外科手術を予定する4歯未満 ……330(495) (エナメルボンドシステムの場合は300点) 歯周外科手術を伴う場合の4歯以上及び 外傷性歯牙脱臼等 ……530(795) (エナメルボンドシステムの場合は500点) 連続鉤固定法及びレジン床固定法 ……680(1020) 暫間固定装置修理 {簡単なもの ……70(105) 困難なもの ……220(330) 暫間固定除去(1装置につき) ……30(45) 線副子(1顎につき) ……680(1020) 床副子(1装置につき) {簡単なもの ……680(1020) 困難なもの ……1530(2295) 著しく困難なもの 2030(3045) 床副子調整 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合 ……120(180) 咬合挙上副子の場合(月1回) ……220(330) 歯ぎしり咬合床(アクチバートル式以外) ……1600(2400) 歯ぎしり咬合床(アクチバートル式) ……2200(3300) 注)暫間固定、副子の点数は装着料を含む。印象採得料、装着材料料は別算定。											
置	抜 髓 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	抜髄即充(1歯につき) 《 》内は欄外「 <small>注</small> 」の歯科訪問診療料算定患者の点数	感根即充(1歯につき)	加圧根充加算 (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認必要 単根 +118(+177) 2根 +140(+210) 3根 +164(+246)							
	*単根 220(330) *2根 406(609) *3根 570(855)	*単根 130(195) *2根 276(414) *3根 410(615)	単根 14(21) 2根 22(33) 3根 28(42)	単根 68(102) 2根 90(135) 3根 110(165)	単根 288(432)《398》 2根 496(744)《699》 3根 680(1020)《965》	単根 198(297)《263》 2根 366(549)《504》 3根 520(780)《725》								
手	拔牙手術(1歯につき) *乳 歯 ……130(195) *前 歯 ……150(225) *白 歯 ……260(390) 難拔牙 ……470(705) (歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術) 埋伏歯 ……1050(1575) (骨性の完全埋伏歯及び水平智歯に限る) 下顎智歯(骨性・水平埋伏) ……+100(+150)	口腔内消炎手術 智歯周囲炎の歯肉弁切除等 ……140(210) *歯肉膿瘍等 ……180(270) 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 ……230(345) 顎炎又は顎骨骨髓炎等 1/3顎未満 ……750(1125) 1/3顎以上 ……2600(3900) 全 顎 ……5700(8550) 口腔外消炎手術(骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等) 2cm未満のもの ……180(270) 2cm以上5cm未満のもの ……300(450) 5cm以上もの ……750(1125) 歯根膿胞摘出手術 歯冠大 ……800(1200) 拇指頭大 ……1350(2025) 歯根端切除手術(1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む) ……1350(2025) 注)歯根端切除と歯根膿胞を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。	口腔内軟組織異物(人工物)除去術 簡単なもの ……30(45) 困難なもの 浅在性のもの ……680(1020) 深在性のもの ……1290(1935) 歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む) 軟組織に局限するもの ……600(900) 硬組織に及ぶもの ……1300(1950) 顎関節脱臼非観血的整復術(片側) ……410(615) 歯槽骨骨折非観血的整復術 1~2歯 ……680(1020) 3歯以上 ……1300(1950) 創傷処理(口腔内縫合術) 長径5cm未満(小深) ……1250(1875) 5cm以上10cm未満(中深) ……1680(2520) 5cm未満(小浅) ……470(705) 5cm以上10cm未満(中浅) ……850(1275)	歯周外科手術(1歯につき) 歯周ポケット掻爬術 ……75(113) 新附着手術 ……150(225) 歯肉切除手術 ……300(450) 歯肉剥離掻爬手術 ……600(900) 歯周組織再生誘導手術(GTR術)(材料料は別算定) 1次手術(誘導膜の固定) ……630(945) 2次手術(非吸収性膜の除去) ……300(450) 歯肉弁根尖側移動術 ……600(900) 歯肉弁歯冠側移動術 ……600(900) 歯肉弁側方移動術 ……770(1155) 遊離歯肉移植術 ……770(1155) SPT開始後の歯周外科手術は30/100で算定 頬、口唇、舌小帯形成術 ……450(675) 腐骨除去手術 歯槽部に局限するもの ……600(900) 顎 骨(片側の1/3未満) ……1300(1950) 顎 骨(片側の1/3以上) ……3420(5130)										
	ヘミセクション(分割拔牙) ……470(705) 拔牙窩再搔爬手術 ……130(195) 歯槽骨整形手術 骨瘤除去手術 ……110(165)	浸潤麻酔・圧迫麻酔 ……23(35)	吸入鎮静法 30分まで ……70(105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに ……10(15)	静脈内鎮静法 ……120(180)										
麻酔	伝達麻酔(下顎孔・眼窩下孔) ……38(57)													

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(平成20年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は5歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。歯科訪問診療料算定患者(著しく歯科診療が困難な障害者は除く)については所定点数を算定。
 歯冠修復物及び欠損補綴物についての補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は本早見表(3)を参照。

歯	補綴時診断料 (1口腔につき)100 (150) 注)ブリッジ、有床義歯・床裏装・追歯(増歯)が対象 歯冠形成 (1歯につき) (接着ブリッジ支台は生) (前装鑄造冠は) (大白歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) (前歯に限る) (前歯に限る) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">鑄造冠</th> <th>ジャケット冠</th> <th rowspan="2">乳歯金属冠</th> </tr> <tr> <th>前歯3/4冠</th> <th>前装鑄造冠</th> <th>1/5冠・FCK</th> <th>レジン・硬質レジン</th> </tr> <tr> <td>生 PZ</td> <td>790 (1185)</td> <td>790 (1185)</td> <td>300 (450)</td> <td>300 (450)</td> <td>120 (180)</td> </tr> <tr> <td>失 PZ</td> <td>630 (945)</td> <td>630 (945)</td> <td>160 (240)</td> <td>160 (240)</td> <td>114 (171)</td> </tr> </table> 失活歯金属コア加算(前装鑄造冠、全部鑄造冠、ジャケット冠)+30 (+45) テンポラリークラウン (1歯1回)(製作、装着、装着材料料の費用を含む) ... 30 (45) (前歯の前装鑄造冠、ジャケット冠及び硬質レジンジャケット冠の場合のみ) 窩洞形成(KP) {単純なもの54 (81) 複雑なもの80 (120) 齲蝕歯無痛の窩洞形成加算(齲蝕無痛) (KPと充形が対象)+20 (+30) 即時充填形成(充形)120 (180) インレー修復形成(修形)120 (180)		鑄造冠			ジャケット冠	乳歯金属冠	前歯3/4冠	前装鑄造冠	1/5冠・FCK	レジン・硬質レジン	生 PZ	790 (1185)	790 (1185)	300 (450)	300 (450)	120 (180)	失 PZ	630 (945)	630 (945)	160 (240)	160 (240)	114 (171)	充填 (1歯につき、材料料を除く) <table border="1"> <tr> <th>単純なもの</th> <th>複雑なもの</th> </tr> <tr> <td>100 (150)</td> <td>148 (222)</td> </tr> </table> 注) EE・EB、研磨に係る費用を含む。 <table border="1"> <tr> <th>ピン(金属小釘)</th> <th>1本</th> <th>2本</th> </tr> <tr> <td>ロック型</td> <td>6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>スクリュー型</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>スクリュー型(金メッキ)</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> </table> 充填用材料(1窩洞につき) <table border="1"> <tr> <th>歯科充填用材料I</th> <th>・光重合型複合レジン ・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー</th> <th>11</th> <th>28</th> </tr> <tr> <th>歯科充填用材料II</th> <th>・ガラスアイオノマーセメント ・複合レジン</th> <th>5</th> <th>11</th> </tr> <tr> <th>歯科充填用材料III</th> <th>・歯科用珪酸セメント ・珪酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン</th> <th colspan="2">2</th> </tr> <tr> <th>その他</th> <th>・銀錫アマルガム</th> <th>13</th> <th>29</th> </tr> </table>	単純なもの	複雑なもの	100 (150)	148 (222)	ピン(金属小釘)	1本	2本	ロック型	6	13	スクリュー型	5	10	スクリュー型(金メッキ)	11	21	歯科充填用材料I	・光重合型複合レジン ・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー	11	28	歯科充填用材料II	・ガラスアイオノマーセメント ・複合レジン	5	11	歯科充填用材料III	・歯科用珪酸セメント ・珪酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン	2		その他	・銀錫アマルガム	13	29																			
			鑄造冠			ジャケット冠		乳歯金属冠																																																																			
前歯3/4冠		前装鑄造冠	1/5冠・FCK	レジン・硬質レジン																																																																							
生 PZ	790 (1185)	790 (1185)	300 (450)	300 (450)	120 (180)																																																																						
失 PZ	630 (945)	630 (945)	160 (240)	160 (240)	114 (171)																																																																						
単純なもの	複雑なもの																																																																										
100 (150)	148 (222)																																																																										
ピン(金属小釘)	1本	2本																																																																									
ロック型	6	13																																																																									
スクリュー型	5	10																																																																									
スクリュー型(金メッキ)	11	21																																																																									
歯科充填用材料I	・光重合型複合レジン ・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー	11	28																																																																								
歯科充填用材料II	・ガラスアイオノマーセメント ・複合レジン	5	11																																																																								
歯科充填用材料III	・歯科用珪酸セメント ・珪酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン	2																																																																									
その他	・銀錫アマルガム	13	29																																																																								
冠	印象採得料 (1個につき) 支台築造(金属コアの印象)20 (30) 単純30 (45) 連合60 (90) 咬合採得料 (1個につき)14 (21) 装着料 (1個につき) 鑄造歯冠修復 硬質レジンジャケット冠 }45 (68) その他30 (45) 装着材料料 歯科用合着・接着材料I16 (接着性セメント、ガラスアイオノマー系レジンセメント) 歯科用合着・接着材料II12 (ガラスアイオノマーセメント(接着用)、 接着性複合レジンセメント) 歯科用合着・接着材料III4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、 カルボキシレートセメント、水硬性セメント) 仮着用セメント(1歯につき)4	鑄造歯冠修復 (材料料を含む) (接着ブリッジ支台は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) (前装鑄造冠は前歯に限る) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">乳歯</th> <th rowspan="2">銀合金</th> <th colspan="2">インレー</th> <th rowspan="2">前歯3/4冠</th> <th rowspan="2">1/5冠</th> <th rowspan="2">FCK</th> <th rowspan="2">前装鑄造冠</th> </tr> <tr> <th>単純なもの</th> <th>複雑なもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">前歯・小白歯</td> <td>金パラ</td> <td>247 (247)</td> <td>406 (406)</td> <td>532 (532)</td> <td>472 (472)</td> <td>649 (649)</td> <td>1428 (1428)</td> </tr> <tr> <td>銀合金</td> <td>189 (189)</td> <td>292 (292)</td> <td>391 (391)</td> <td>331 (331)</td> <td>472 (472)</td> <td>1233 (1233)</td> </tr> <tr> <td>ニッケルクロム合金</td> <td>185 (185)</td> <td>279 (279)</td> <td>376 (376)</td> <td>316 (316)</td> <td>453 (453)</td> <td>1192 (1192)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大歯</td> <td>金パラ</td> <td>278 (278)</td> <td>455 (455)</td> <td></td> <td>536 (536)</td> <td>729 (729)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀合金</td> <td>194 (194)</td> <td>298 (298)</td> <td></td> <td>340 (340)</td> <td>481 (481)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニッケルクロム合金</td> <td>185 (185)</td> <td>279 (279)</td> <td></td> <td>318 (318)</td> <td>456 (456)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 (ブリッジの支台とKとして使用する場合)</td> <td></td> <td>744 (744)</td> <td>956 (956)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ジャケット冠392 (392)+人工歯料(人工歯料の点数は本早見表(3)に掲載) 硬質レジンジャケット冠 {光重合963 (963) 加熱重合758 (758) 乳歯金属冠239 (339) 注)鑄造歯冠修復、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠、乳歯金属冠は材料料を含む。装着料・装着材料料は別算定。	乳歯	銀合金	インレー		前歯3/4冠	1/5冠	FCK	前装鑄造冠	単純なもの	複雑なもの	前歯・小白歯	金パラ	247 (247)	406 (406)	532 (532)	472 (472)	649 (649)	1428 (1428)	銀合金	189 (189)	292 (292)	391 (391)	331 (331)	472 (472)	1233 (1233)	ニッケルクロム合金	185 (185)	279 (279)	376 (376)	316 (316)	453 (453)	1192 (1192)	大歯	金パラ	278 (278)	455 (455)		536 (536)	729 (729)		銀合金	194 (194)	298 (298)		340 (340)	481 (481)		ニッケルクロム合金	185 (185)	279 (279)		318 (318)	456 (456)		14 (ブリッジの支台とKとして使用する場合)		744 (744)	956 (956)															
乳歯	銀合金	インレー			前歯3/4冠	1/5冠					FCK	前装鑄造冠																																																															
		単純なもの	複雑なもの																																																																								
前歯・小白歯	金パラ	247 (247)	406 (406)	532 (532)	472 (472)	649 (649)	1428 (1428)																																																																				
	銀合金	189 (189)	292 (292)	391 (391)	331 (331)	472 (472)	1233 (1233)																																																																				
	ニッケルクロム合金	185 (185)	279 (279)	376 (376)	316 (316)	453 (453)	1192 (1192)																																																																				
大歯	金パラ	278 (278)	455 (455)		536 (536)	729 (729)																																																																					
	銀合金	194 (194)	298 (298)		340 (340)	481 (481)																																																																					
	ニッケルクロム合金	185 (185)	279 (279)		318 (318)	456 (456)																																																																					
14 (ブリッジの支台とKとして使用する場合)		744 (744)	956 (956)																																																																								
修復	ブリッジ (1装置につき) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ワンピースキャストブリッジ</th> <th colspan="2">その他のブリッジ</th> </tr> <tr> <th>5歯以下</th> <th>6歯以上</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <td>印象採得料</td> <td>275 (413)</td> <td>326 (489)</td> <td colspan="2">40 (60)</td> </tr> <tr> <td>咬合採得料</td> <td>70 (105)</td> <td>140 (210)</td> <td colspan="2">70 (105)</td> </tr> <tr> <td>リテーナー</td> <td>100 (150)</td> <td>300 (450)</td> <td>100 (150)</td> <td>300 (450)</td> </tr> <tr> <td>試適料(前歯部に係る場合)</td> <td>40 (60)</td> <td>80 (120)</td> <td colspan="2">40 (60)</td> </tr> <tr> <td>装着料</td> <td>150 (225)</td> <td>300 (450)</td> <td colspan="2">70 (105)</td> </tr> <tr> <td>仮着料</td> <td>40 (60)</td> <td>80 (120)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> 注) ○5歯以下:支台歯とボンテック(ダミー)数の合計が5歯以下の場合 6歯以上:支台歯とボンテック(ダミー)数の合計が6歯以上の場合 ○支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ○ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料を算定しない。 ○脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料を算定する。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ○接着ブリッジは、前歯の1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯(生活歯歯冠形成前歯3/4冠で算定)の場合。		ワンピースキャストブリッジ		その他のブリッジ		5歯以下	6歯以上			印象採得料	275 (413)	326 (489)	40 (60)		咬合採得料	70 (105)	140 (210)	70 (105)		リテーナー	100 (150)	300 (450)	100 (150)	300 (450)	試適料(前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	40 (60)		装着料	150 (225)	300 (450)	70 (105)		仮着料	40 (60)	80 (120)			ボンテック(ダミー) (1歯につき)(材料料を含む) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">鑄造</th> <th rowspan="2">金パラ</th> <th>大白歯</th> <td>755 (755)</td> </tr> <tr> <th>小白歯</th> <td>675 (675)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">ニッケルクロム合金</th> <th>大・小白歯</th> <td>460 (460)</td> </tr> <tr> <th>前歯</th> <td>1188 (1188)+人工歯料</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">金</th> <th rowspan="2">14 K</th> <th>小白歯</th> <td>916 (916)+人工歯料</td> </tr> <tr> <th>前歯</th> <td>881 (881)+人工歯料</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">金属裏装</th> <th rowspan="2">金パラ</th> <th>前・小白歯</th> <td>769 (769)+人工歯料</td> </tr> <tr> <th>前歯</th> <td>1371 (1371)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">前装鑄造</th> <th rowspan="2">金パラ</th> <th>前歯</th> <td>1214 (1214)</td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td></td> </tr> </table> 注)ボンテック人工歯料は本早見表(3)に掲載。 冠及びボンテックの修理 <table border="1"> <tr> <td>前装鑄造冠 前装鑄造ボンテック</td> <td>窩洞形成 + 充填 + 材料料 54 100 11又は5</td> </tr> <tr> <td>歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック</td> <td>修理 + 人工歯料 70</td> </tr> </table>	鑄造	金パラ	大白歯	755 (755)	小白歯	675 (675)	その他	ニッケルクロム合金	大・小白歯	460 (460)	前歯	1188 (1188)+人工歯料	金	14 K	小白歯	916 (916)+人工歯料	前歯	881 (881)+人工歯料	金属裏装	金パラ	前・小白歯	769 (769)+人工歯料	前歯	1371 (1371)	前装鑄造	金パラ	前歯	1214 (1214)	その他		前装鑄造冠 前装鑄造ボンテック	窩洞形成 + 充填 + 材料料 54 100 11又は5	歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック	修理 + 人工歯料 70
	ワンピースキャストブリッジ		その他のブリッジ																																																																								
	5歯以下	6歯以上																																																																									
印象採得料	275 (413)	326 (489)	40 (60)																																																																								
咬合採得料	70 (105)	140 (210)	70 (105)																																																																								
リテーナー	100 (150)	300 (450)	100 (150)	300 (450)																																																																							
試適料(前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	40 (60)																																																																								
装着料	150 (225)	300 (450)	70 (105)																																																																								
仮着料	40 (60)	80 (120)																																																																									
鑄造	金パラ	大白歯	755 (755)																																																																								
		小白歯	675 (675)																																																																								
その他	ニッケルクロム合金	大・小白歯	460 (460)																																																																								
		前歯	1188 (1188)+人工歯料																																																																								
金	14 K	小白歯	916 (916)+人工歯料																																																																								
		前歯	881 (881)+人工歯料																																																																								
金属裏装	金パラ	前・小白歯	769 (769)+人工歯料																																																																								
		前歯	1371 (1371)																																																																								
前装鑄造	金パラ	前歯	1214 (1214)																																																																								
		その他																																																																									
前装鑄造冠 前装鑄造ボンテック	窩洞形成 + 充填 + 材料料 54 100 11又は5																																																																										
歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック	修理 + 人工歯料 70																																																																										
補綴物維持管理料	補綴物維持管理料 (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》 <table border="1"> <tr> <th>歯冠補綴物</th> <th>5歯以下ブリッジ</th> <th>6歯以上ブリッジ</th> </tr> <tr> <td></td> <td>100</td> <td>440</td> </tr> </table> 注) ○5歯以下:支台歯とボンテック(ダミー)数の合計が5歯以下の場合 ○6歯以上:支台歯とボンテック(ダミー)数の合計が6歯以上の場合 注)当該補綴物の装着時に算定する。 ○補綴物維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○補綴物維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、補綴物維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○補綴物維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く鑄造歯冠修復、前装鑄造冠、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠である。 ○すべての支台をインレーとするブリッジは補綴物維持管理の対象としない。 ○乳歯は補綴物維持管理の対象としない。 ○5歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合、又は歯科訪問診療については補綴物維持管理の対象としない。	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ		100	440																																																																				
歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ																																																																									
	100	440																																																																									

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(平成20年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は5歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。歯科訪問診療料算定患者(著しく歯科診療が困難な障害者は除く)については項目の左に*印を付した診療行為を行った場合に《 》の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定。
 歯冠修復物及び欠損補綴物についての補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は下段の太枠を参照。

有床義歯	印象採得料 (1装置につき)		有床義歯 (装着料・材料料を含む, 人工歯料は別算定)			
	単純印象	40 (60)	レジン床義歯		熱可塑性義歯	
	連合印象	225 (338)	1歯~4歯	602 (632)	265 (398)	815 (845)
	特殊印象	265 (398)	5歯~8歯	728 (758)	310 (465)	1035 (1065)
	咬合採得料 (1装置につき)		9歯~11歯	1015 (1075)	460 (690)	1355 (1415)
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	55 (83)	12歯~14歯	1427 (1487)	660 (990)	1985 (2045)
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	185 (278)	総 義 歯	2287 (2402)	980 (1470)	3130 (3245)
	総 義 歯	280 (420)	装着料			
	仮床試適料 (1床につき)		少数歯欠損 (1歯~8歯)			60 (90)
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	40 (60)	多数歯欠損 (9歯~14歯)			120 (180)
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	100 (150)	総 義 歯			230 (345)
	総 義 歯	190 (285)				

床義歯	鑄造鉤 (材料料を含む)		人工歯料 (有床義歯, ジャケット冠, ポンテック (前歯・小白歯))			
	双 歯 鉤	両翼鉤 (レスト付)	部 位		前 歯 部	
	14 K	698 (698)	609 (609)	593 (593)	504 (504)	436 (436)
	金 パ ラ	486 (486)	429 (429)	388 (388)	364 (364)	353 (353)
	ニッケルクロム合金	229 (229)	229 (229)	213 (213)	213 (213)	213 (213)
	線 鉤 (材料料を含む)	双 歯 鉤	両翼鉤 (レスト付)	レストなし	フック, スパー	
	14 K	504 (504)	375 (375)	-	-	
	不銹鋼・特殊鋼	210 (210)	150 (150)	130 (130)	92 (92)	
	バ ー (1個につき) (材料料を含む)					
	屈曲	金パラ	パラタル	881 (881)		
		リソナル	796 (796)			
		不銹鋼・特殊鋼	286 (286)			
	鑄造	金パラ	840 (840)			
		ニッケルクロム合金, コバルトクロム合金	439 (439)			
	保持装置 (1個につき)	50 (50)				

在宅	歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む)		後期高齢者在宅療養口腔機能管理料 (在口管) (月1回) (文書提供が必要)	180
	歯科訪問診療1 (通院困難な患者の求めに応じ, 居宅, 社会福祉施設等の屋内において1人のみを診療した場合)		在宅療養支援歯科診療所の算定。それ以外の歯科診療所は歯科疾患管理料で算定 (歯科疾患管理料との併算定は不可, 機械的歯面清掃加算は算定可)	
	歯科訪問診療2 (社会福祉施設等の屋内において複数回を診療した時の1人目及び2人目以降で30分を超えて診療した場合)		在宅患者連携指導料 (月1回) (他職種との連携)	900
	注) 2人目以降で30分以内の場合には基本診療料の算定となる		在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで)	200
	在宅患者等緊急時歯科疾患対応加算 (急性対応) (歯科訪問診療で, 切削器具を携帯している場合) (基本診療料を含む)		訪問歯科衛生指導料 (月4回まで, 1日につき) (文書提供が必要)	
	1回目		複雑なもの (一人の患者に20分以上)	350
	2回目以降		簡単なもの (一人に20分未満あるいは同時に複数で40分を超える場合)	100
	地域医療連携体制加算 (1回のみ) (文書提供が必要)			
	周辺装置切削器具加算 (歯科訪問診療料の算定がない場合に基本診療料を別算定し, 加算する)			
	エアービン			
電気エンジン				

《補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数》

歯冠形成 (1歯につき)		窩洞形成 (KP) (複雑なもの) (インレー支台ブリッジのみ)		210
前歯3/4冠		支台築造 (材料料を含む)		80
前装鑄造冠		大		170
4/5冠・FCK		前・小		134
レジン・硬質レジン		その他		120
生 PZ		補綴時診断料 (1口腔につき)		70
失 PZ		ブリッジ平行測定 (1装置につき)		
失活歯メタルコア加算 (前装鑄造冠, 全部鑄造冠, ジャケット冠)		支台歯とポンテック (ダミー) 数の合計が5歯以下		35
+21		支台歯とポンテック (ダミー) 数の合計が6歯以上		70
印象採得料 (1個につき)		顎運動関連検査 (1装置につき)		266
単 純		下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA)		
連 合		チェックバイト検査 (ChB), バントグラフ描記法 (Pgt)		
咬合採得料 (1個につき)		その場合		
装 着 料 (1個につき)		鑄		
鑄造歯冠修復		金 パ ラ		627
硬質レジンジャケット冠		小 白 歯		547
その他		大・小白歯		332
21		金		
鑄造歯冠修復 (材料料を含む)		14 K		前 歯 964+人工歯料
(装着ブリッジ支台は生活歯前歯3/4冠に限る)		金 パ ラ		小 白 歯 692+人工歯料
(大臼歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)		前 歯		657+人工歯料
(前装鑄造冠は前歯に限る)		その他		前・小白歯 545+人工歯料
前歯 421		前装鑄造		金 パ ラ
小臼歯 280		金		前 歯 1019
大臼歯 265		その他		前 歯 862
前歯 443		金		
大臼歯 247		金		
前歯 225		金		
大臼歯 323		金		
14 K (ブリッジの支台として使用する場合)		845		
ジャケット冠		硬質レジンジャケット冠		
275+人工歯料		光重合		738
		加熱重合		533

注) ○著しく歯科診療が困難な障害者の点数は, 全身麻酔を行った場合は算定できない。
 ○5歳未満の乳幼児が著しく歯科診療が困難な障害者であった場合については, 5歳未満の乳幼児加算のみを算定する。